

報告日： 2022/3/9

令和3年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

表紙（概要）

1. 法人名等

法人名	学校法人法政大学
法人代表者	廣瀬 克哉
担当部署	総務部総務課
お問合せ先	

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
I. 自律性の確保	遵守	1-1	①「遵守」
II. 公共性の確保	遵守	2-1	①「遵守」
		2-2	①「遵守」
III. 信頼性・ 透明性の確保	遵守	3-1	①「遵守」
		3-2	①「遵守」
		3-3	①「遵守」
IV. 継続性の確保	遵守	4-1	①「遵守」
		4-2	①「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

①関係部局：遵守状況の点検、報告書の作成 ↓ ②担当部局：全体集約 ↓ ③常務理事会及び理事会（監事含む）：遵守状況の確認・了承 ↓ ④私大連：報告 ↓ ⑤学内・ステークホルダー：公表
--

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	大学ウェブサイト上の法政大学憲章、ミッション・ビジョン、理念・目的、教育目標・各種方針において、教育研究目的を対外的に公表し、明確に示している。またとりわけ教育研究目的の背景をなす「法政大学憲章」については、それを多様な方法で広報し、広く社会に存在するステークホルダーに対して理解を得る取組をおこなっている。 また、それらは2019年度に受審した認証評価においても対外的な評価を得ていると判断している。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則 2 - 1 有益な人材の育成

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	2014年度以降、長期ビジョンHOSEI2030策定の一環として、大学のミッション・ビジョン・理念目的、教育目標・各種方針をあらためて検討、協議し、あわせて、それらの支柱となり、本学の社会との約束と位置づけられる法政大学憲章を2016年に制定した。 また、それらは2019年度に受審した認証評価においても対外的な評価を得ていると判断している。 今後も建学の精神に基づきつつ、法政大学憲章に掲げる「自由を生き抜く実践知」を体現している学生を輩出・育成していく。

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	「法政大学憲章」ならびに大学の理念・目的、教育目標・各種方針、ミッション・ビジョン、長期ビジョン（HOSEI2030）において、大学の社会的役割、社会貢献の目標などについて明記しており、社会連携・貢献については自己点検における評価項目にも設定されている。 また、研究活動を通じた産学連携を促進し、社会への還元を図るための組織として「リエゾン・オフィス」を設置するとともに、2019年度からは「社会連携教育センター」を設置している。 近年では社会的なニーズに応えるため、第二期中期経営計画では、SDGsの達成やカーボンニュートラル実現に向けた取組を重点的に取組む事項とする予定である。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	「法政大学経営倫理綱領」を制定し、「大学構成員全体、とりわけ役員や評議員の自主的責任倫理の自覚がまず何よりも必要であり、それと同時に、真に教育研究機関の名にふさわしい公正かつ責任ある大学運営を手続き的に保証するための制度と規範」の明確化を図っている。それとともに本法人が有する情報を積極的に公開し、その制度の見直しも行うことにより、社会に対して理解と信頼を得るために説明責任を果たしている。

遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	役員や管理的地位にある者が遵守すべき大綱、教職員が遵守すべき大綱からなる「法政大学経営倫理綱領」を制定し、周知徹底を図っている。監査室による内部監査等の内部統制システムを構築し、機能させている。加えて、ハラスメントの防止、情報セキュリティ、個人情報の保護、研究倫理、内部通報者の保護等について規程や体制の整備を行い、これらのリスクを発生させない周知、発生した場合にリスクを低減させるための対応等を行っている。

遵守原則3-3 積極的な情報公開

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	2019年度に受審した認証評価において、「教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表しており、社会に対する説明責任を果たしているといえる。」と評価されている。また、2020年4月に「学校法人法政大学情報公開規程」を一部改正し、公開する情報の項目を整理するとともに、公開する情報の内容を規程で定める方法から、幅広いステークホルダーに必要な情報を精査し、毎年度決定する方法に改め、柔軟に対応することができるようにした。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	2017年に就任する役員から、任期を4年に延長、役員の増員を行い、本法人のガバナンスを強化し、そのもとで長期ビジョン「HOSEI2030」の推進、そして教育研究活動や社会貢献のさらなる充実を図っている。

遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	財政基盤の健全性を確保していくために、長期ビジョン（HOSEI2030）にて策定した中長期財政指標に基づき財政運営を行い、経営基盤の強化に努めている。

2. 追加事項

--